

# 甲賀市新たな日常に向けた地域経済活性化支援金

## 募 集 要 領

### 【申請受付期間】

令和2年7月1日（水）～令和2年11月30日（月）＜当日消印有効＞

### 【申請書類の提出方法】

申請書の提出は「郵送のみ」です。※持参での受付はしておりませんので、ご注意ください。

### 【申請書類提出先】

#### 甲賀市商工会の会員の方は

〒528-0005 甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「地域経済活性化支援金」受付係

※送信封筒の裏面には差出人の住所、屋号及び氏名を必ずご記載ください。

#### 非会員の方は

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課「地域経済活性化支援金」受付係

※送信封筒の裏面には差出人の住所、屋号及び氏名を必ずご記載ください。

### 【お問い合わせ先】

**甲賀市商工会の会員の方は** <8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く）>

○甲賀市商工会 本所

甲賀市水口町水口 5577-2

TEL : 0748-62-1676 FAX : 0748-63-1052

メールアドレス(代表) : kokasci@shigasci.net

○甲賀市商工会 土山支所

甲賀市土山町北土山 1737

TEL : 0748-66-0354 FAX : 0748-66-0994

○甲賀市商工会 甲賀支所

甲賀市甲賀町相模 173-1

TEL : 0748-88-2370 FAX : 0748-88-5391

○甲賀市商工会 甲南支所

甲賀市甲南町野田 810 別館 1階

TEL : 0748-86-2016 FAX : 0748-86-5818

○甲賀市商工会 信楽支所

甲賀市信楽町長野 1203

TEL : 0748-82-0873 FAX : 0748-82-3117

**非会員の方は** <8時30分から17時15分>

○甲賀市役所 新型コロナウイルス感染症くらし・経済コールセンター

TEL : 0748-69-2133 FAX : 0748-63-4554

## 第1 支援金の概要

### 1 目的

地域経済を担う市内事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくために、感染拡大予防の実践を図りながら新しい生活様式に対応した事業活動に取り組めるように支援金を交付します。

### 2 申請要件

#### (1) 支援対象者

支援対象は、次の①②③のすべてに該当する商工業者です。(※1)

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、同項に規定する小規模企業者に準じる者として市長が認めるものを含む。）であること。(※2)
- ② 令和2年5月25日時点で次のいずれかに該当すること。
  - ア 本市に店舗又は事業所を有し、今後も甲賀市内において営業又は事業を継続する意思があること。
  - イ 本市に本店（個人事業主（農林漁業者を除く。以下同じ。）にあつては住民登録）があること。
- ③ 副業（兼業）ではなく、反復継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいること。(※3)

※1 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者となります。  
なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

※2 小規模企業者とは、「常時使用する従業員」の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者となります。  
詳しくは、「第4小規模企業者の要件」をご確認ください。

※3 副業（兼業）とは、収入を得るために携わる本業以外の仕事をいいます。  
商工業とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業をいいます。

ただし、次の④⑤に該当するときは除外するものとします。

- ④ 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員を含む。）
- ⑤ 宗教活動、政治活動及びこれらに類する事業を行う者

### 3 支援金の額

#### 1 店舗又は1事業所当たり10万円

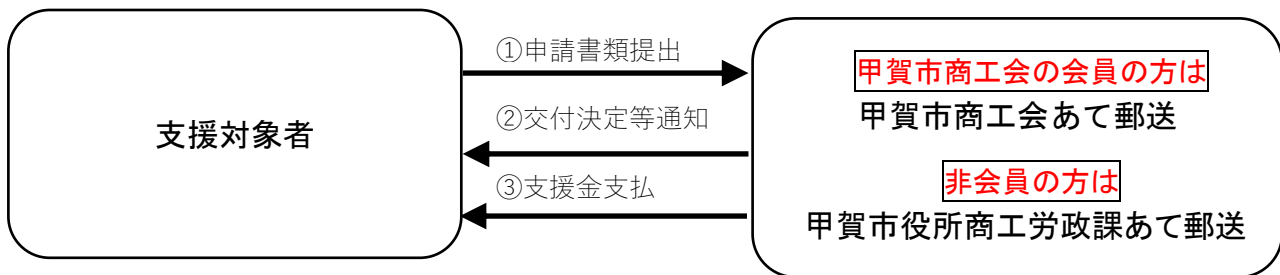
支援金の上限は、次の表の区分に応じた額です。

※支援金の交付は支援対象者1者につき1回限りとします。

個人事業主	住民登録	市内			市外		
	店舗住所	市内	市外	市内&市外	市内	市外	市内&市外
	補助対象	○ 上限30万円	○ 上限10万円	○ 市内店舗のみ○ 上限30万円	○ 市内店舗のみ○ 上限10万円	×	○ 市内店舗のみ○ 上限10万円
法人	本店住所	市内			市外		
	店舗住所	市内	市外	市内&市外	市内	市外	市内&市外
	補助対象	○ 上限30万円	○ 上限10万円	○ 市内店舗のみ○ 上限30万円	○ 市内店舗のみ○ 上限10万円	×	○ 市内店舗のみ○ 上限10万円

## 第2 申請手続き等

### 1 申請の流れ



### 2 申請書類について【郵送のみ】

- 新たな日常に向けた地域経済活性化支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※ 添付書類

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 店舗又は事業所の所在が確認できる資料

【個人】・開業届の写し ・直近の確定申告書の写し

(いずれも令和2年5月25日までに税務署等が受け付けたものに限る)

【法人】・現在事項全部証明書の写し

(登記簿謄本/発行日から3カ月以内のものに限る)

(3) 振込口座が確認できる資料（通帳の見開きの写し等）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 申請いただく前に、別添のチェックシートで申請書の記入事項や添付書類に誤りがないか確認してください。

- 支援金の支払

※ 書類等に不備がなければ、下記のとおり指定口座へ支援金を振り込みます。

【甲賀市商工会の会員の方】 甲賀市商工会から交付決定及び額の確定通知後、30日以内

【非会員の方】 甲賀市役所から支払（振込）通知後、30日以内

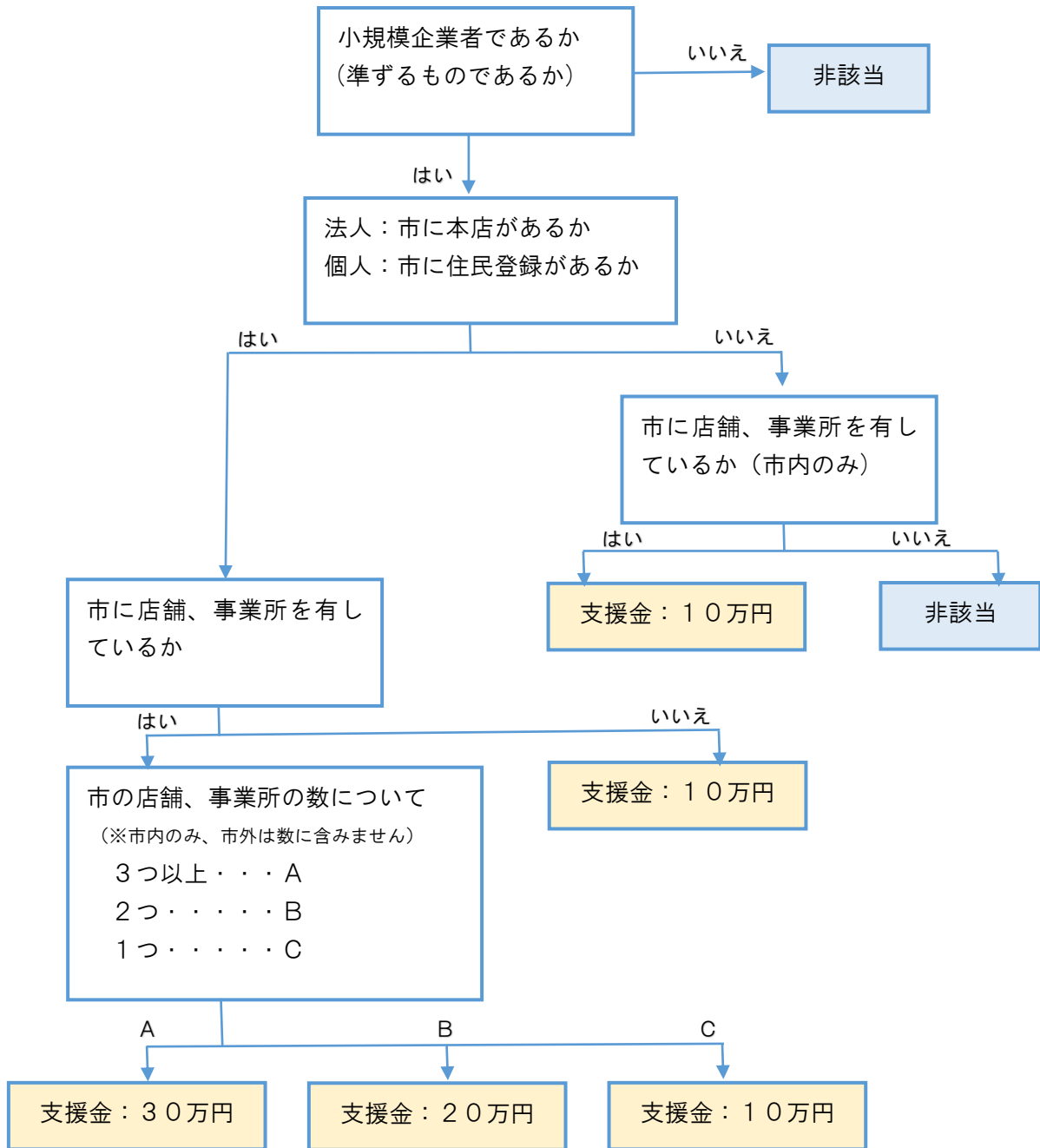
### 3 その他

- (1) 本支援金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の支給決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (2) 支援金支払後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合があります。税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
- なお、支援金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、整理し、**5年間保管**しなければなりません。
- (3) その他、ご不明な点がある場合は、募集要領（1ページ）のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での対面によるご相談やお問い合わせはご遠慮願います。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保存ください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。**訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要があります**ので、書類の作成や申請には十分にご注意いただくと共に、期限に余裕をもって提出してください。
- 別にQ&Aをご用意していますので、ご確認ください。

### 第3 支援対象者



市・・・甲賀市。

小規模企業者・・・次ページ「第4 小規模企業者の要件」をご覧ください。

法人・・・法人格を有するもの。

個人・・・個人事業主（農林漁業者を除く）で、開業届を出し税務申告をされている方。

店舗・・・不特定多数の来客がある事業所をいう。

事業所・・・一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であり、必要な設備が常設している事業本来の作業場、事務所又は施設をいう。

## 第4 小規模企業者の要件

「甲賀市新たな日常に向けた地域経済活性化支援金」における小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下のとおりとなります。

### 《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

### 《この支援金における「従業員」について》

この支援金では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。)
- (b) 個人事業主本人(なお、専従者(家族従業員)は「常時使用する従業員」に含む。)
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
  - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。)
  - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

#### ※「通常の従業員」について

この支援金における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者として扱われます。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。